

八月○弘化七日和州十津川浪人
小松典膳

〔常山紀談二十四〕孫兵衛○多に兩人の弟あり、此時十三歳に十一歳なり、兄は後父の名をもて孫左衛門といひ、弟は忠大夫といへり、○中兄の仇を討んとす、されども幼かりし時の事故、内藤を見知らず、父孫左衛門が介抱し置たる浪人間市大夫、恩を報せん事、此時なりとて附従ふ、孫兵衛が妹の子三田右衛門八も相加はれり、○中八左衛門は小笠原信濃守忠修に奉公し、祿五百石與へられ、仇あるゆゑ他所へ遣されず、勤勞もなく只あらん事快からず、人なみの奉公を許されずば、永く暇を給はれといふによりて、江戸の供の列に入られたり、○中或時内藤、土井大炊頭のもとへ使者にゆく、多賀聞て歸るさに途中に出迎ひたり、八左衛門人數多く引つれ、馬上にて來るを、聞あれこそ内藤よとをしふ、若打損じたらんに、馬上にて馳ぬけんも計りがたしとて、孫左衛門市大夫前より忠大夫右衛門八後よりかゝり、其間近くなりて、孫左衛門編笠を脱覺はなきか、八左衛門と詞をかけ、頭を額へかけて切る、忠大夫二尺七寸の刀をもて飛かゝり切る、さられてそりざまにふみ出したる、鎧忠大夫が拳に當りて、指の骨白く出たりとなん、さて内藤落る處を、孫左衛門たゝみかけて切、忠大夫馬の下をくゞりて切とめたり、○中あたりの人出合、奉行所へ連て行き、御法の帳面に記して、討ざる趣を尋らる、忠大夫もとより承り及びたる事ながら、萬一それゆゑに事もれて、討もらされんも計りがたし、本望遂なば何の身命のをしかるべき、御法に背きたりとして、刑罰にあふとも、附届に及ぶべからずと、必死に兄弟とも思ひ極めて候と、少しも屈せず申述る、又三田は近き親しみなり、間が助太刀はいかゞと問る、間承り浪人なりしを、多賀が恩を以て年月を送りぬ、孫兵衛殺されし時、兩人の弟幼少にて仇を見知ず候ゆゑ、手引して討せ候、多賀が多年の恩を報い候へば、いかに御咎を蒙り候とも、いとひ申さぬ志にて候と申述る、何れも申處尤至極せりとして、歸されたり、孫左衛門卅三歳、忠太夫卅一歳、右衛門八十八歳、市大夫